開催日時　令和２年**２月７日（金）１８：００～２０：００**

将来に備える遺言・任意後見契約

～認知症になる前にできること～

開催場所　たきかわ文化センター　２・３号会議室

講　　師　滝川公証役場

定員

６０名

先着

　　　　　公証人　横山　和幸 氏

申込期限　令和２年２月６日（木）必着

申込方法　滝川市社会福祉協議会生活あんしんサポートセンターまで

　　　　　ＦＡＸまたは電話にてお申込みください。

**●**任意後見制度とは

　「今は元気、でも将来が心配、認知症などになったら信頼できる人に支援してほしい」そのような場合に利用できる制度です。

判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ選んでおいた支援者「任意後見人」に、自分の生活、療養看護や財産管理等に関する事務委任契約です。

　認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加、更には地縁・血縁といった人間関係の希薄化が社会問題として顕在化するなか、平成28年に成立した成年後見制度利用促進法においても将来に備えて任意後見制度の積極的な活用が期待されています。

滝川市社会福祉協議会生活あんしんサポートセンター

滝川市明神町１丁目３番１号

**ＦＡＸ　２４－８６５７　　　　電話２２－２３９７**

参 加 申 込 書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏　　名 | 連絡先電話番号 | 備　　考 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |